

5-1. 補助座席への座席ベルト等装着義務付け(保安基準第 22 条の3関係)

- 適用範囲

- 乗車定員 10 人以上の乗用自動車

- 改正概要

- これまで座席ベルトの設置義務が除外されている「通路に設けられた容易に折りたたむことができる座席」(以下「補助座席」という。)に座席ベルトおよび座席ベルト取付装置の備え付けを義務付けます。

- 補助座席の座席ベルトおよび座席ベルト取付装置は以下の基準に適合しなければならないこととします。

- ①座席ベルト

- 協定規則第 16 号の技術的な要件（ベルト単体要件に限る） または
旧「座席ベルトの技術基準」（細目告示旧別添 32）

- ②座席ベルト取付装置

- 協定規則第 14 号の技術的な要件 または
旧「座席ベルト取付装置の技術基準」（細目告示旧別添 31）



- 改正時期

- 平成 28 年 10 月(予定)

- 適用時期(予定)

- 大型バス：新型車 平成 29 年 10 月、継続生産車 平成 30 年 10 月

- 大型バス以外：新型車 平成 31 年 10 月、継続生産車 平成 33 年 10 月